

使用料・手数料等の見直しにおける基本的な考え方

町が提供している各種の行政サービスは、町民の日常生活に必要不可欠なものから、特定の施設の管理運営などのように、主として一定の利用者がその便益を受けるもの、民間でも類似のサービスが提供されているものなど多様なサービスが存在します。

町が提供する行政サービスのコストは基本的に、町民の皆様が「納税」という形で負担をしていますが、施設の利用、各種証明書の交付等については、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、これまでも「受益者負担の原則」に基づき利用者の皆様に行政サービスの対価として、その費用の一部を使用料・手数料等として負担いただいております。

この使用料・手数料の額は、従来、近隣自治体や規模が類似する自治体の実態等を考慮しつつ、検討・設定がなされてきましたが、昨今の電気代・燃料費などの物価高騰、消費税率の引き上げ、人件費の上昇により、コストが増大しており、負担の公平性の確保に揺らぎが生じつつあります。

一方、サービス提供を行う行政においても、コストの増加を理由にいたずらに受益者の負担の増大とならないよう、効率的な施設運営並びに事務の効率化を推進し、利用者の理解を得るために不断のコスト削減努力を行う必要があります。

以上のことから、使用料・手数料等については、継続的なコスト削減努力を前提としつつ、受益と負担の公平性を確保し、適正な受益者負担を求めるために定期的な見直しを行うこととします。

目次

1. 使用料・手数料の原価計算と対象経費について	P2
2. 受益者負担と公費負担	P3
3. 使用料・事務手数料算定方法と料金決定	P4
4. 減免措置	P5
5. 定期的な検証と見直し	P7
6. その他の受益者負担	P7
7. オンライン申請等の推進	P7

1. 使用料・手数料の原価計算と対象経費について

(1) 対象経費

原価計算に算入する対象経費は、それぞれ以下のとおりとします。

ア 人件費

企画財政課財政係から示された町一般事務職員(医師及び再任用除く)の平均単価を用いる。

- ① 1年あたり：7,290,459円
- ② 1日あたり：30,761円
- ③ 1時間あたり：3,969円
- ④ 1分あたり：66円

イ 物件費

①算入対象項目

- ・賃金(報酬含む)
- ・需用費(消耗品費、光熱水費、修繕料)
- ・役務費(通信運搬費、保険料等)
- ・委託料(施設の管理・運営に関するもの)
- ・使用料及び賃借料(施設の管理・運営に関するもの)
- ・その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の管理や運営に係る経費。
ただし、臨時的な経費を除く。

ウ 減価償却相当額

①減価償却相当額(取得価格÷耐用年数)

- ・取得価格は資産台帳を参照してください。
- ・耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定を準用
- ・土地代については基本的に費用算定に含めない。

(2) 費用算定方法

ア 施設使用料原価の算定方法は以下とします。

$$\text{施設使用料原価} = \frac{(\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}{\text{施設の総面積} \times \text{年間使用可能時間}}$$

イ 事務手数料原価の算定方法は以下とします。

$$\text{事務手数料原価} = \frac{\text{人件費} \times \text{処理時間} + \text{物件費} + \text{減価償却相当額}}{\text{年間処理件数}}$$

ウ その他使用料

担当課において、上記の方法により費用算定を行うことが適切でないと判断したもののについては、各々に適した方法により原価計算を行ってください。

2. 受益者負担と公費負担

町が提供する公共サービスは、日常生活に必要不可欠でありながら、市場原理によっては提供されにくいものや、人により必要性が異なり、民間においても類似のサービスが提供されているものまで、多岐にわたります。このようなサービスの性質の違いを考慮せず一律の負担を求めることは、かえって公平性・公正性を損なうこととなります。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定します。

(1) サービスの分類

サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで以下のとおり区分・分類します。

(ア) サービスが必需的なものか、選択的なものか

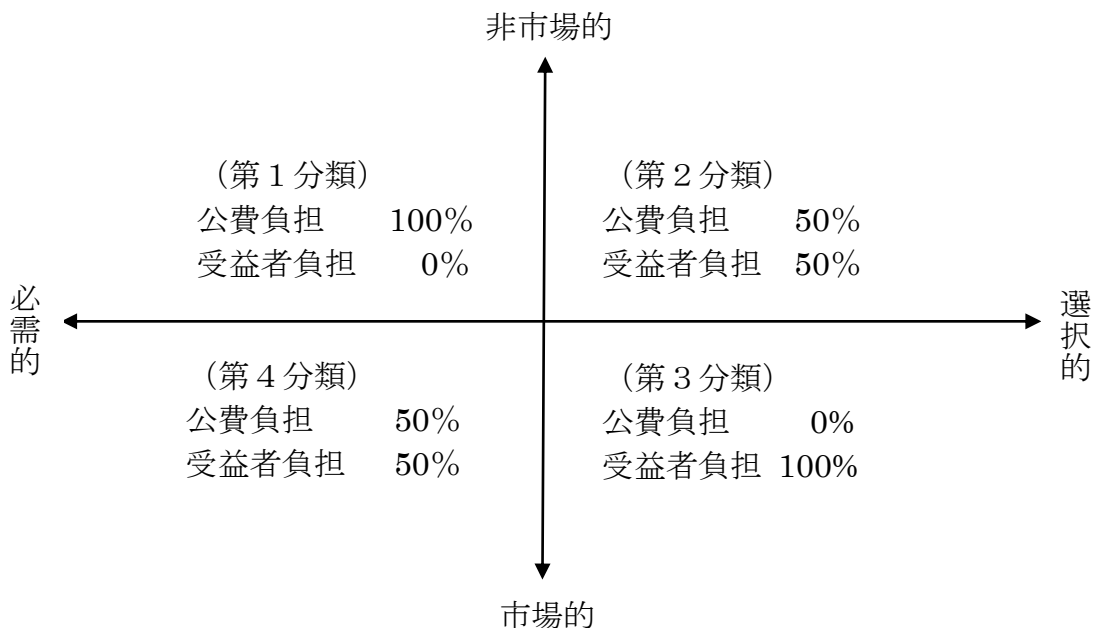
- ・ **必需的サービス**：日常生活を送る上で、ほとんどの住民が必要とするサービス。年齢、性別を問わず、広く提供されるべきサービス
- ・ **選択的サービス**：生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定住民に利益を供するサービス、町民一人ひとりによってサービスの必要性が大きく異なるもの

(イ) サービスに市場代替性があるか否か

- ・ **市場的サービス**：民間でも供給があり、行政と民間とが競合するサービス
- ・ **非市場的サービス**：市場で提供されにくい主として行政が提供するサービス

(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合について、以下のとおり標準的な目安を設定します。



第1分類：必需的・非市場的サービス（公費負担 100% 受益者負担 0%）

行政が主として提供するサービスで代替不可なもの。基本的にコストは公費で負担

第2分類：選択的・非市場的サービス（公費負担 50% 受益者負担 50%）

必要性が異なるが、民間にはあまりないサービス。コストは双方で負担

第3分類：選択的・市場的サービス（公費負担 0% 受益者負担 100%）

必要性が異なり、民間にもあるサービス。基本的にコストは受益者が負担

第4分類：必需的・市場的サービス（公費負担 50% 受益者負担 50%）

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス。コストは双方で負担

※現に使用料・手数料等を徴しないサービスであっても、受益者負担に馴染むサービスについては、受益者負担の適正化に努めることとします。

(3) 目的外・町外在住者の利用等の取り扱い

第1、第2、第4に分類した施設であっても、目的外の利用については、「第3分類」に位置付け、受益者負担 100%の取り扱いとします。また、町外の団体・個人が使用する場合、入場料を徴収する場合、営利目的で使用する場合などについては、施設ごとに増額の規定を設けることができるものとします。

(4) 事務手数料の受益者負担の考え方について

証明書発行等に係る事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務に係る経費であり、費用については原則、受益者の 100%負担とします。

(5) 基準が設定されている使用料・手数料

法令等により、公の施設や行政サービスの使用料・手数料の基準が定められている場合、国、県、周辺自治体との協定等により、負担割合が定められている場合は、基準にしたがって使用料・手数料を設定してください。

3. 使用料・事務手数料算定方法と料金決定

(1) 料金算定方法と料金決定

使用料・事務手数料は1. で計算した原価と2. の負担割合を用いて以下のとおり算定します。

$$\text{使用料・事務手数料} = \text{使用料・事務手数料原価} \times \text{受益者負担割合}$$

上記により算出された数値が理論上の適正対価となりますが、**料金の最終的な決定は当該施設、事務を所管する課において、**近隣自治体の動向、市場価格、利用者数の推移等、施設の運営状況を考慮しながら検討をすることとします。

(2) 激変緩和措置

利用者の急激な負担増加と利用率の低下を防ぐための激変緩和措置として、改定額上限率を特別な場合を除き、現行額の1.5倍とします。

4. 減免措置

(1) 使用料減免の原則

受益者負担の明確化、利用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲は、本来の目的・必要性に即し、できるだけ限定します。

また、減額は受益者負担分と公費負担分を等分とすることが限度であると考え、最高5割とし、できる限り定率とします。

なお、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、施設ごとの事情を勘案しながら基準を大きく逸脱することのない範囲で、個々に規定を設けることができます。

最後に、減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、**減免措置の適用の拡大は、受益負担の適正化に反する**ものであることから、十分な検討を行わないまま安易に行うべきものではありません。減免分は施設を使用しない町民の皆様が税金という形で負担しているということを強く意識してください。

ア 団体使用に係る基準

(ア) 免除の基準

- ・町（行政委員会、町が設置する附属機関等含む）が主催または共催するとき
- ・当該施設の管理運営団体が公共目的で利用するとき
- ・町内の公共的団体が町の協力要請を受けた活動により、施設を利用するとき

(イ) 減額の基準

- ・町（行政委員会、町が設置する附属機関等含む）が後援、協賛するとき
- ・町内の公共的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で利用するとき

イ 個人使用に係る基準

免除又は減額の基準

- ・ 公的扶助を受けているものが使用するとき
- ・ 障害者（介助員 1 人含む）が使用するとき
- ・ 65 歳以上の者が利用するとき
- ・ 幼児、小・中学生、高校生が使用するとき

ウ その他

町長が特に必要と認めるとき

(2) 手数料免除の原則

手数料の徴収に関しては、砥部町手数料条例を遵守し、同法第 5 条の規程に則り免除の判断を行うものとし、減額は行わないものとします。

ア 参考

○砥部町手数料条例（抄）

（免除）

第 5 条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの
- (2) 本町の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受けている者から直接必要とするため請求があったとき。
- (4) 官公署から請求があったとき。
- (5) 公用で使用するとき。
- (6) 規則等に定める法律の規定に該当する者から申請があったとき。
- (7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの

5. 定期的な検証と見直し

使用料・手数料の原価は、社会情勢の変化等により、今後も変動していきます。適正な負担を受益者に求めるために、概ね5年ごとに見直し検討を行うこととします。

6. その他の受益者負担

使用料・手数料以外の受益者負担に係る事項は、本方針の内容を踏まえ、各課において適切に対応することとします。

7. オンライン申請等の推進

砥部町 DX 推進計画に基づき、行政の効率化や町民サービスの向上等を図るため、今後は各種オンライン申請やコンビニ交付等の非来庁型の行政サービスの活用を推進します。

オンライン申請等の普及促進をするために、まずは、町民にオンライン申請等を利用していただき、そのメリットを体験、理解してもらう必要があります。そのための政策的な判断として、オンライン申請等を利用する場合の使用料・手数料について、対面での申請等と比較して割安の金額を設定することも検討することとします。